◇**領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一二号）（国土交通省）

1　領事官の行う有害物質一覧表確認証書の有効期間を延長する事務に係る処分又はその不作為についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇**医療法及び医師法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令**（政令第一三号）（厚生労働省）

1　厚生労働大臣は、医療法及び医師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第五条の規定による改正後の医師法（以下「新医師法」という。）第一六条の二第三項第四号の厚生労働省令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は新医師法第一六条の三第一項の規定により研修医の定員を定めようとするときは、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、医道審議会の意見を聴くことができるものとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

医道審議会令の一部を改正する政令を公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年一月二十三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第八号

医道審議会令の一部を改正する政令

内閣は、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、及び厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

医道審議会令（平成十二年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表医師分科会の項中「第十六条の二第三項、第十六条の八第二項及び第十六条の九第二項」を「第十六条の二第五項、第十六条の三第二項、第十六条の十第二項及び第十六条の十一第二項」に改める。

附　則

この政令は、平成三十二年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年一月二十三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第九号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表四百九号の項の次に次のように加える。

四百十四号	伊豆市月ヶ瀬字賤戸六十六番一から同市大平字畑八十番五まで（同市月ヶ瀬字賤戸六十六番一から同市青羽根字中原百九十二番一を経て同市大平字畑八十番五までを除く。）

附　則

この政令は、平成三十一年一月二十六日から施行する。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　**吉**川　貴盛
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年一月二十三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第十号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

厚生労働大臣　根本　匠
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　**吉**川　貴盛
環境大臣　原田　義昭
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年一月二十三日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第十一号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令

内閣は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第十条第二項第三号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四項第二号ハ、リ及びル（これらの規定を同法第十一条第二項、第十二条第三項及び第十三条第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十条第三項（同法第三十一条第三項及び附則第六条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項及び第二十五条の五十八第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（許可の申請者等の使用人）

第一条　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）第十条第二項第三号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四項第二号リ及びル（これらの規定を法第十一条第二項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

二　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定船舶の再資源化解体に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

2　法第十三条第四項において準用する法第十条第四項第二号リ及びルの政令で定める使用人は、再資源化解体業者の法第十条第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務に係る法の規定による地位を承継することとなる者の使用人で、前項各号に掲げるものの代表者であるものとする。